

職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月十六日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十九号

職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例第十八条第三項の規定による意見陳述の機会に関する規則（平成二十一年広島県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（意見陳述の機会の通知の方式） 第三条（略） 2 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。 3 前項の公示の方法による通知は、別記様式第二号の意見陳述通知書に記載された内容（以下この項において「公示事項」という。）を次項に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、別記様式第二号の意見陳述通知書を県庁の揭示場に掲示し、又は公示事項を人事委員会事務局に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 4 前項の方法については、広島県行政手続条例施行規則（平成七年広島県規則第七十八号）第三条の規定の例による。 （意見陳述の機会の期日等の変更） 第四条（略） 2・3（略） 4 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。 （意見陳述の機会の期日における審理の公開）	（意見陳述の機会の通知の方式） 第三条（略） 2 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、別記様式第二号の意見陳述通知書を県庁の揭示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 （意見陳述の機会の期日等の変更） 第四条（略） 2・3（略） （意見陳述の機会の期日における審理の公開）

第十三条 人事委員会は、第十一条第五項の規定により意見陳述の機会の期日における審理の公開を相当と認めたときには、速やかにその旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の期日及び場所を公示しなければならない。 2 前項の規定による公示については、広島県聴聞等規則（平成六年広島県規則第七十二号）第十三条の規定の例による。	第十三条 人事委員会は、第十一条第五項の規定により意見陳述の機会の期日における審理の公開を相当と認めたときには、速やかにその旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該意見陳述の機会の期日及び場所を県庁の掲示場に掲示しなければならない。
---	---

別記様式第二号中「~~審理~~」を「~~公示~~」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。